

小千谷市総合福祉センター指定管理者選定要領

小千谷市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の効率的・効果的な管理運営を行うため、小千谷市の公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例（平成１５年小千谷市条例第３７号。以下「条例」という。）に基づき、以下の要領で指定管理者を募集する。

1 施設の所在地及び名称

所在 小千谷市大字桜町５１４０番地

名称 小千谷市総合福祉センター

2 目的

この施設は、市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的とする。

3 施設の内容

(1) 敷地面積 ４，６７２．７５ ㎡

(2) 建物構造及び延面積

総合福祉センター本体

ＲＣ造３階建 ３，１３４．４３㎡（各階別平面図は別添のとおり）

建築：平成４年

格納庫

鉄骨造平屋建 ２２５．８８㎡

建築：平成４年

計 ３，３６０．３１㎡

4 指定管理者が行う管理業務基準

(1) 利用時間

総合福祉センターの利用時間は、１月１日から１月３日まで及び１２月２９日から１２月３１日までを除く、午前９時から午後１０時までとし、本要領６の(1)及び(2)については、午前７時３０分から午後６時３０分までとする。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(2) 管理を通じて取得した個人に関する情報

指定管理者及び総合福祉センターの業務に従事している者は、個人情報

の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定を遵守し、個人情報
 報が適切に保護されるよう配慮するとともに、総合福祉センターの管理に
 関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなら
 ない。また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消さ
 れ、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(3) 利用料

総合福祉センターの管理運営に当たっては、地方自治法（昭和２２年法
 律第６７号）第２４４条の２の規定に基づく利用料金制度を採用する。

利用料の額については次のとおりとする。

- ・総合福祉センター利用料（消費税等相当額を含む。）

区分		利用料 (１時間当たり)
第１研修室		円 ８８０
第２研修室		６８０
第３研修室		３１０
創作活動室		８３０
第１会議室		５２０
第２会議室		２６０
第３会議室		３６０
第１相談室		６２０
第２相談室		５２０
第３相談室		４１０
第４相談室		４１０
第１集会室		１，６２０
第２集会室		９４０
第３集会室		１，３００
調理実習室		８８０
大 ホ ー ル	第１ホール	１，９３０
	第２ホール	９４０
	第３ホール	１，８８０

備考

- １ 利用時間には、準備及び原状に復するために要する時間を含む。
- ２ 暖冷房を使用する場合は、利用料の３割に相当する額を加算する。この場

合において、10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(4) 小千谷市社会福祉協議会、小千谷市老人クラブ連合会及び小千谷市シルバー人材センターの専用利用

小千谷市社会福祉協議会、小千谷市老人クラブ連合会及び小千谷市シルバー人材センターの事務室については、それぞれ専用使用させるものとする。

5 指定管理者の指定期間

指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。
ただし、再指定を妨げない。

市長は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じてても市長はその賠償の責めを負わない。

6 指定管理者が行う業務

- (1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人デイサービス事業に関する業務
- (2) 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づく共生型障害福祉サービス事業のうち、生活介護事業に関する業務
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく共生型障害児通所支援事業のうち、放課後等デイサービス事業に関する業務
- (4) 総合福祉センターの利用の許可に関する業務
- (5) 総合福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) その他総合福祉センターの管理運営に関し市長が特に必要と認める業務
- (7) 上記に掲げるすべての業務を他の事業者へ委託することはできないが、部分的な業務の委託については専門の業者に委託できる。

7 指定管理者の指定申請

条例第 2 条により指定を受けようとするものは、令和 7 年 9 月 26 日（金）午後 5 時までに、申請書に小千谷市の公の施設の指定管理者の指定手続に関

する条例施行規則(平成15年小千谷市規則第43号)で定める次の書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 総合福祉センターに関する事業計画書
 - (2) 申請団体の経営(運営)状況を説明する書類
 - (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (4) 役員名簿(法人にあっては、当該法人の登記事項証明書)
 - (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
 - (6) 総合福祉センターの施設の管理に関する業務の組織体制及び職員構成並びに収支予算書
 - (7) 納税を証明する書類(令和6年度の法人市民税等の各納税証明書等)
- ※ 提出部数 正本1部、副本7部(複写可)。提出された資料等は一切返却しない。

8 指定管理者の指定基準

指定管理者の指定を受けようとするものは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第22条に規定する社会福祉法人であること。
- (2) 小千谷市内において法第2条に規定する第1種又は第2種社会福祉事業を運営する社会福祉法人で、従業員を30人以上有するものであること。

9 指定管理者の指定

申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定する。

- (1) その事業計画による総合福祉センターの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容が総合福祉センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画に沿った総合福祉センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

10 管理運営委託料及び協定の締結

(1) 管理運営委託料

施設の管理運営に係る指定管理業務に要する経費を管理運営委託料(以下、「管理運営委託料」という。)として指定管理者に支払うこととする。

なお、年間の管理運営委託料は、次のとおりとする。

管理運営委託料＝①管理運営に係る総経費－②利用料収入

① 管理運営に係る総経費

建物及び工作物等における指定管理者の過失や故意によらない故障又は損傷等で、その復旧に要する費用が高額なものは、算入しないこととする。

② 利用料収入

過去5年間ににおける平均額とし、その平均額は千円未満を切り捨てる。
また、5年間は定額とする。

※①及び②の積算に当たっては、別に定める「小千谷市総合福祉センター管理運営経費試算表(通年ベース)」を小千谷市福祉課において受領の上、算定すること。

(2) 委託料の算定方法について見直しの必要が生じた場合には、指定管理者と協議のうえ定めるものとする。

(3) 高額な工事費に係る経費負担

総合福祉センターの施設全体の便益向上に資する高額な修繕工事及び設備の更新工事等は、市が実施するものとする。当該工事費は、延床面積に応じて甲・乙双方が負担することとし、その負担割合は甲が100分の73、乙が100分の27とする。但し、災害や経営状況等に鑑み甲がこれによることが適当でないと認める場合は、甲・乙協議の上で決定するものとする。

(4) 協定の締結

指定管理者として指定された者と指定管理者に関する協定を締結する。

11 質問及び回答

指定申請に関する質問は、次のとおりとする。

(1) 質問方法 令和7年9月12日(金)午後5時までに、小千谷市福祉課へFAX又は電子メールにより行うこと。

(2) 回答方法 令和7年9月19日(金)までに、FAX又は電子メールにより回答する。

12 失格

申請者が提出した申請書が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格となることがある。

(1) 事業計画書の提出方法を遵守せずに提出されたもの。

(2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。

(3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。

(4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(5) 虚偽の内容が記載されているもの。

13 その他

- (1) 指定申請に係る一切の経費については、申請者の負担とする。
- (2) 申請後に協定対象となる管理運営業務内容は、事業計画書に記載された内容に拘束されるものではない。

指定申請に係る問い合わせ先

〒947-8501 小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市福祉課 障がい福祉係 五十嵐（琢）・中野

TEL 0258-83-3517 FAX 0258-83-4160

E-mail fukushi-sg@city.ojiya.niigata.jp